

復興支援フォーラムニュース No.10

(URL <http://www5a.biglobe.ne.jp/~tkonno/FK-forum.html>)

<事務連絡先 今野順夫(tkonno67@gmail.com) 中井勝己(024-548-8313)>

福島復興再生特別措置法 (案) について (2012. 3. 22) 福島大学 中井勝己

・はじめに

(1) 法制定の経緯

2011年8月 福島復興再生協議会で国、県、市町村が協議スタート
2012年2月10日 閣議決定
3月6日 衆議院で審議開始、修正案で、民主・自民・公明合意
3月8日 衆議院全会一致で可決
3月末 参議院で可決の見通し

(2) 修正案のポイント

【総則】 原子力政策を推進してきた「国の社会的責任」
【基本理念】
【生活の安定】
【保健・医療・福祉】
【再生可能エネルギー】
【復興交付金】 柔軟な活用、避難指示解除区域住民の支援
【住民の健康を守るための基金】 18歳以下の医療費無料化策の県基金への国の財政支援
【復興相の勧告】

(3) 法案の構成

第一章 総則 (第1条～第4条)
第二章 福島復興再生基本方針 (第5条、第6条)
第三章 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置 (第7条～第23条)
第四章 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置 (第24条～第35条)
第五章 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置 (第36条～第55条)
第六章 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進 (第56条～第61条)
第七章 原子力災害からの福島復興再生協議会 (第62条)
第八章 雑則 (第63条～第67条)
附則 (第1条～第22条)

(4) 福島県復興計画 (第1次 2011年12月28日策定) との関連性について

・おわりに

福島復興再生特別措置法案について

復興庁

1. 趣旨

- ・原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生を推進
- ・福島の地方公共団体の自主性・自立性を尊重しつつ、国の責務として福島復興再生基本方針を策定し、それに基づき特別の措置を実施
- ・国と福島との協議の場として原子力災害からの福島復興再生協議会を規定

2. 特別な措置の概要等

(1) 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置

- ・国による公共施設の工事（道路、河川等）や公共施設の清掃等の生活環境整備事業の実施
- ・課税の特例（避難解除区域内での機械等の取得や被災者雇用への特例）
- ・公営住宅への入居資格の特例などによる避難者の居住の安定の確保

(2) 放射線による健康上の不安の解消等安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

- ・健康管理調査、児童等の被ばく放射線量の低減、調査研究の推進、国民の理解の増進、教育機会の確保、医療・福祉の確保など

(3) 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置

- ・規制や手続等の特例（福島特例通訳案内士、地域ブランド（商標、品種）の登録料や出願料等の減免、地熱資源開発や流通機能向上に係る許認可等のワンストップ処理等）
- ・東日本復興特区法の課税の特例を含む復興推進計画を福島県の全ての市町村が策定できるようにする措置等
- ・農林水産業、中小企業の復興・再生、職業の安定、観光の振興など

(4) 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

- ・再生可能エネルギー源の利用、高度な医療の提供等に関する研究開発拠点の整備などの研究開発推進、企業立地促進など新たな産業の創出等の取組を重点的に推進するための措置

(5) その他

- ・新たな規制の特例措置等に関する提案等
- ・福島の復興及び再生状況等に応じ、この法律の規定を見直し

3. 閣議決定日

2月10日（予算関連）

福島復興再生特別措置法案の構成

第一章 総則（第1条～第4条）	
目的、基本理念、国の責務等	
第二章 福島復興再生基本方針（第5条・第6条）	
福島復興再生基本方針の策定等、福島県知事の提案	
第三章 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置（第7条～第23条）	
第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置（第7条～第15条）	
避難解除等区域復興再生計画（第7条） 国による公共施設の工事（道路、河川等）（第8条～第14条）、生活環境整備事業（第15条）	
第二節 課税の特例（第16条・第17条）	
避難解除区域内での機械等の取得や被災者雇用への特例	
第三節 公営住宅法の特例等（第18条～第23条）	
公営住宅への入居資格の特例等	
第四章 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置（第24条～第35条）	
健康管理調査（第24条～第26条）、農林水産物等の放射能濃度の測定等の実施の支援（第28条）、除染等の措置等の迅速な実施等（第29条）、児童等について放射線による健康上の不安を解消するための措置（第30条）、放射線の人体への影響等に関国民の理解の増進、教育を受ける機会の確保のための施策、医療及び福祉サービスの確保のための施策、その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置（第32条～第35条）	
第五章 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置（第36条～第55条）	
第一節 産業復興再生計画及びこれに基づく措置（第36条～第48条）	
産業復興再生計画の認定、東日本大震災復興特別区域法の準用（第36条～第37条） 規制や手続等の特例（福島特例通訳案内士、地域ブランド（商標、品種）の登録料や出願料等の減免、地熱資源開発や流通機能向上に係る許認可等のワンストップ処理等）（第38条～第48条）	
第二節 東日本大震災復興特別区域法の特例（第49条・第50条）	
東日本復興特区法の課税の特例を含む復興推進計画を福島県の全ての市町村が策定できるようにする措置等	
第三節 農林水産業の復興及び再生のための施策等（第51条～第55条）	
農林水産業、中小企業の復興・再生、職業の安定、観光の振興等	
第六章 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進（第56条～第61条）	
重点推進計画の認定、東日本大震災復興特別区域法の準用（第56条～第57条） （独）中小企業基盤整備機構が管理する工場用地の無償譲渡（第58条）、研究開発の推進、企業の立地の促進等のための施策等（第59条～第61条）	
第七章 原子力災害からの福島復興再生協議会（第62条）	
第八章 雑則（第63条～第67条）	
この法律に基づく措置の費用負担（第63条）等	
附則（第1条～第22条）	
施行期日（第1条）、検討（第2条）、住民基本台帳法の一部改正（第9条）等	

目的・基本理念・国の責務

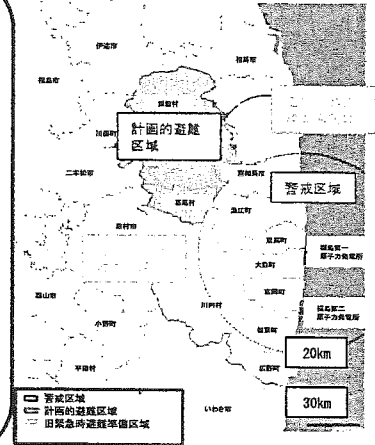
- ・原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島復興・再生を推進
- ・福島の地方公共団体の自主性・自立性を尊重しつつ、国の責務として総合的な施策を策定、実施

福島復興再生基本方針（閣議決定）

- ・原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針
- ・福島復興及び再生の意義、目標、政府が着実に実施すべき各支援施策の基本的な方針等を定めるもの

避難解除等区域の復興及び再生等のための特別の措置

- ・「避難解除等区域復興再生計画」（県の申出により国が決定）
基本方針に即して、避難指示が解除された区域及びその準備区域の復興及び再生を推進するための計画
計画事項：計画の意義、目標、期間、産業の復興・再生、道路、河川等の公共施設の整備、生活環境の整備等
 - ➡ 国による公共施設の工事の代行
 - ➡ 国による公共施設の清掃等の生活環境整備事業の実施
- ・課税の特例（避難対象区域内に所在していた事業者について）
 - ①事業用設備等の特別償却等（解除の日から5年間の即時償却等）
 - ②被災被用者を雇用している場合の税額控除（確認を受けた日から5年間、給与等支給額の20%を控除：復興特区は10%）
 （注）地方税法の改正の措置として避難対象区域内の固定資産税の課税免除措置の延長等
- ・公営住宅への入居資格の特例などによる避難者の居住の安定の確保



放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

- ・健康管理調査、農産品等の放射能濃度の測定、除染等の措置等の迅速な実施、児童等の被ばく放射線量の低減、調査研究の推進、国民の理解の増進、教育機会の確保、医療・福祉の確保など

原子力災害からの産業の復興及び再生

- ・「産業復興再生計画」（県が作成し国が認定）
基本方針に即して、原子力災害により被害を受けた福島産業の復興及び再生の推進を図るための計画
計画事項：計画の目標、目標達成のための取組内容、適用する規制・手続の特例の内容と実施主体に関する事項
 - ➡ 規制や手続等の特例（福島特例通訳案内士、地域ブランド（商標、品種）の登録料や出原料等の減免、地熱資源開発や流通機能向上に係る許認可等のワンストップ処理等）
- ・東日本復興特区法の課税の特例（*）を含む復興推進計画を福島県の全ての市町村が策定できるようにする措置等（特区法では、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産基盤に著しい被害を受けた地域が対象）
- （*）事業用設備等の特別償却等（即時償却の適用期間は2年延長）、被災被用者等の給与等支給額の一部の税額控除、研究開発税制、新規立地促進税制等
- ・農林水産業、中小企業の復興・再生、職業の安定、観光の振興など

新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

- ・「重点推進計画」（県が作成し国が認定）
基本方針に即して、再生可能エネルギー源の利用促進、高度医療技術等に関する研究開発拠点の整備その他の新たな産業の創出等に寄与する取組を重点的に推進するための計画
計画事項：計画の区域、目標、期間、目標達成のための取組内容
 - ➡ （独）中小企業基盤整備機構が管理する工場用地の無償譲渡
 - ➡ 研究開発の推進、企業立地の促進など

原子力災害からの福島復興再生協議会
 ・復興大臣、福島県知事その他の国・福島の関係者からなる協議会を組織し、必要な協議を実施

その他（施行後の扱い）
 ・福島県からの新たな規制の特例措置の提案等
 ・本法の施行状況、福島の復興・再生の状況等を踏まえた検討

(参考) 主な福島復興・再生関連予算について

【平成23年度2次・3次補正予算等】

福島県原子力災害等復興基金の創設（3,840億円程度）
 ○国際的な医療センター・開発拠点等の整備及び地域医療の再生（文科・厚労・経産省）690億円
 ○産業復興企業立地補助（経産省） 1,700億円 など

既存の制度等を活用した追加的予算措置による機動的対応（1,500億円程度）
 ○再生可能エネルギーの研究開発及び関連施設の整備（経産省） 1,000億円の内数 など

福島県原子力被災者・子ども健康管理基金の創設（内閣府）（962億円）

除染の緊急実施（内閣府）（2,179億円）

除染等の実施（環境省）（2,459億円）

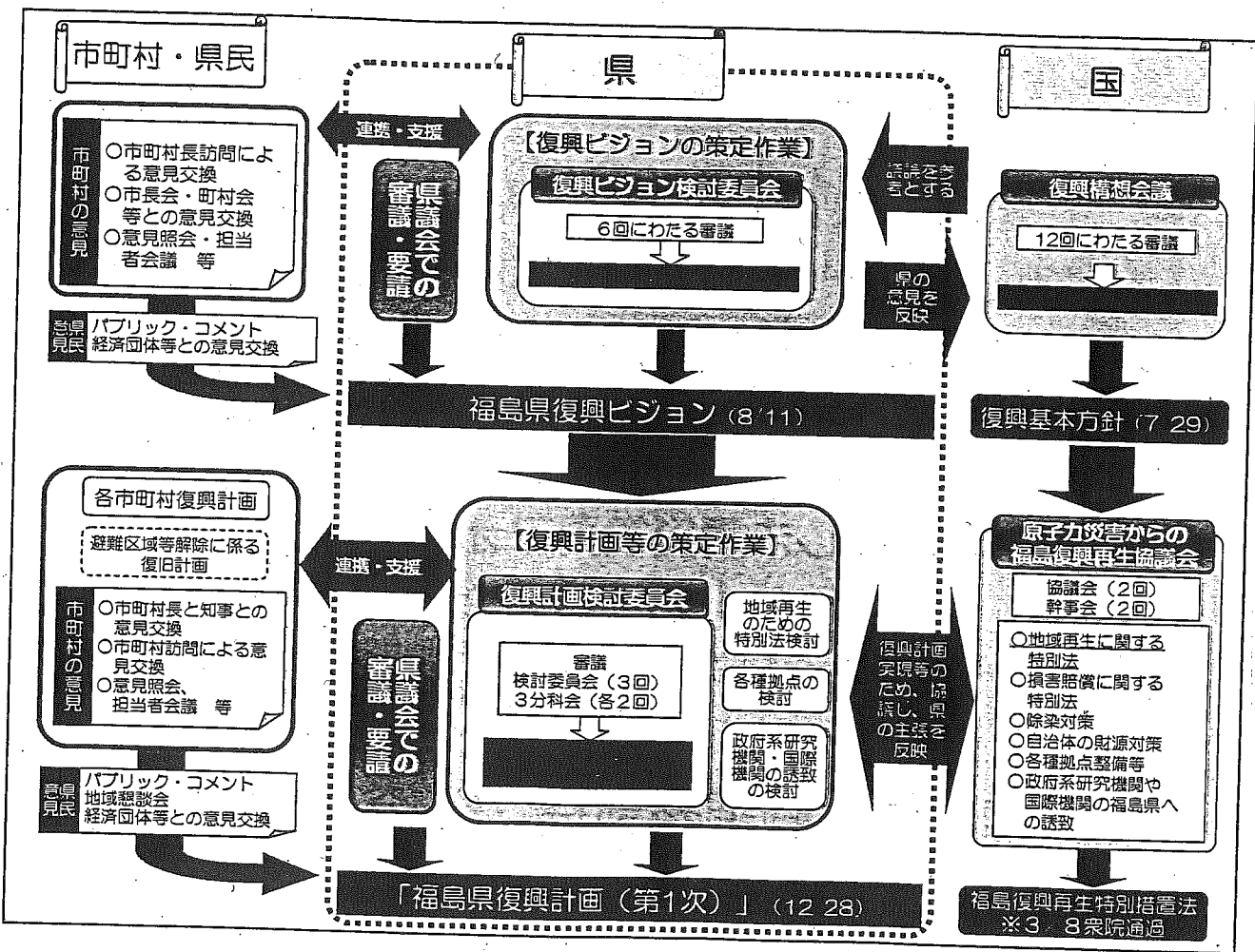
【平成24年度当初予算案】

除染や放射線・健康不安の解消など〔事業費の多くの部分が福島県で実施される〕

- 福島避難解除区域生活環境整備事業【法律事項】（復興庁） 42億円
- 放射能土壌等の除染実施（環境省） 3,721億円 など

産業の復興、公共事業など〔事業費は被災県の合計であり、その一定部分が福島県で実施される〕

- 東日本大震災復興交付金（復興庁） 1兆8,479億円（23年度3次補正含む）
- 公共事業等（復興庁への一括計上分） 4,881億円 など



福島県復興計画（第1次）の構成

I はじめに
p.1~3

- 1 復興計画策定の趣旨・策定までの経過
- 2 復興計画の性格

II 基本理念
p.4

- 原子力に依存しない※、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり
- ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興
- 誇りあるふるさと再生の実現

※ 国・原子力発電事業者に対して、県内の原子力発電所の全基廃炉を求めている。

III 主要施策
p.5~157

- III-i 復興へ向けた重点プロジェクト【12プロ】
- III-ii 具体的取組と主要事業【7施策 延729事業】
- III-iii 地域別の取組【5エリア（相馬・双葉・いわき・中通り・会津）】

IV 復興の実現に向けて
p.158~161

- 1 民間団体や県民等との連携
- 2 市町村との連携
- 3 国への要請
- 4 復興に係る各種制度の活用
- 5 実効性の確保

III 主要施策

III-i 復興へ向けた 重点プロジェクト	安心して住み、 暮らす	ふるさとで働く	まちをつくり、 人とつながる
	① 環境回復 ② 生活再建支援 ③ 県民の心身の健康を守る ④ 未来を担う子ども・若者育成	⑤ 農林水産業再生 ⑥ 中小企業等復興 ⑦ 再生可能エネルギー推進 ⑧ 医療関連産業集積	⑨ ふくしま・きずなづくり ⑩ ふくしまの観光交流 ⑪ 津波被災地復興まちづくり ⑫ 県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化

復興のために重要な事業を抽出し、プロジェクトとして示す

7施策 38項目 延729事業

III-ii 具体的取組 と主要事業	市町村の復興支援	生活再建支援	応急的復旧	未来を担う子ども・若者の育成	未来を担う子ども・若者の育成	地域のきずな再生・発展	新たな時代をリードする産業の創出	災害に強く、未来を拓く社会づくり	再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり	原子力災害の克服
--------------------------	----------	--------	-------	----------------	----------------	-------------	------------------	------------------	----------------------------	----------

**III-iii
地域別の取組**

相馬エリア ・ 双葉エリア ・ いわきエリア
中通りエリア ・ 会津エリア

第7回ふくしま復興支援フォーラム（3月6日）のご意見等

★「コープふくしま」の活動成果を全国的に普及させることにより、消費者の理解を深めていただくことが、大切であると思います。現状は、「風評」のみが一人歩きしているので、打破のための起爆剤とならないでしょうか。（K.F）

★私は果樹園地帯に住んでいる。今、農家の方々は、樹皮ハギ、スプリンクラーでの除染作業をもくもくと進めている。昨年は、個人顧客向け販売力が激減したという。今年は、回復してくれればと祈っている。（知事や市長の大丈夫のメッセージを入れただけではダメで、専門機関の測定値付を入れた方は、若干なりとも販売量（金額）は多かったと聞いている。消費者の数字信奉なのか。）（R.N）

★「身体の実実に即して考える」という佐藤理先生のお話は説得力がありました。「絶対に安全と言えるのか」という立論は、実はあまり建設的とは言えません。我々の住む世界に、「絶対」はなく、総体としてとらえて、その中で現実的な対応策を考えていくしかありません。（K.A）

★陰膳調査の結果は、とても大きな意義をもっています。ひとつの突破口になるものです。（O.S）

★大変勉強になりました。（M.T）

★今度、フォーラムに参加させて頂き、大変感謝申し上げます。私たち、普通の主婦として、福島で生きて行く者たちにとって、知識がないので、自分たちで「食べる物」を決める。その結果は、自分自身で責任をとるつもりでいます。その為には、「少人数での学習会」は、とても良い案だと思います。安全・安心は、一人一人が判断する力をつけたいと思いました。（Y.K）

★自分の立場として、行政がやる放射性物質に対する考え方を、私は危険と考えるので、学習会に参加したが、理解できなかった。3.11前の個々の身体状況は違ってたし、事故によって加わった被害も違うのです。どんな健康状態によって悪化してゆくのか。御用学者と言われても、「国からも、電力からも」何も受けていないとする東大の中川恵一氏が、我が村の放射能リスクコミュニケーションアドバイザーです。レントゲン、CT、タバコより大丈夫とし、ただちに影響はないとしています。同じ職業・立場の方なら素直にまとめる努力をしてほしいです。（H.S）

★低線量だから安全だということは納得している。しかし、低線量ならば、国・東電は責任を免れるかというと思う。何十年経っても、何度でも、どんなに小さなレベルでも、人災として拡散させた放射性物質の除染の努力は継続して欲しいと思っている。（K.W）

★除染をボランティア・奉仕活動として取り組むべきとする考えを改め、より正常な環境を未来の県民達に引き継ぐことは、現在の我々大人たちに課せられた責務であるにとらえて、あくまで「労務」「労働」として除染作業に取り組むための体勢（システム）作りが必要ではないか。県内の全ての大人たちが、「労務」として除染に取り組まなければ、具体的。実質的な前進は希めない。風評に対抗する方法としては、徹底的に放射能のコントロールに取り組み（努力し）続けることしかないと思います。理屈を重ねるよりも、誠実な姿勢を見せ続けることが重要では？（A.K）

★原発事故による医療機関の被災と再生に向けたとりくみ（J.M）

~~~~~  
【第9回 ふくしま復興支援フォーラム】 4月6日（金）

18時30分～（AOZ視聴覚室）

境野 健児 氏 「原発・放射線災害と子ども・学校・地域」  
~~~~~

~~~~~  
【第10回 ふくしま復興支援フォーラム】 4月26日（木）

18時30分～（AOZ大活動室1）

松本 純 氏 「原発事故による医療機関の被災と再生に向けた取り組み」  
~~~~~